

令和3年6月25日

## 第150回 遠野市農業委員会総会議事録

第150回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年6月11日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第8号  
会議年月日 令和3年6月25日  
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、  
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、  
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、  
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員 17番 河内克倫  
会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦  
事務局次長兼 菊池今英  
農業振興係長 多田由香子  
農地係長 菊池由加里  
農業振興係

本日の案件 第150回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について  
報告第4号 農地専門委員会に付議した事項について  
議案第13号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について  
議案第14号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について  
議案第15号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第18号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
議案第19号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
協議第1号 令和3年度農地パトロール（利用状況調査）について  
協議第2号 令和3年度全国農業新聞普及推進計画について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>それではただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を12番、佐々木義弘委員、お願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第150回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、17番、河内委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b>  続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。事務事業経過報告書をご覧くださいと思います。  5月28日、令和3年度岩手県都市農業委員会会長会総会に局長と出席してごさいます。  6月8日から6月18日まで、令和3年6月遠野市議会定例会に出席してごさいます。8日の開会、14、15、16日の一般質問、18日の閉会に参加してごさいます。一般質問の質問者は11名で、農業委員会に関しての一般質問はごさいませんでした。  以上です。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>それでは事務事業経過報告書にそって説明いたします。  6月3日、遊休農地解消活動としてエゴマ種まきを行っております。  6月6日、遊休農地解消活動関連ということで、遠野緑峰高校でエゴマ粉を使ったパン作りを行っております。  6月10日、農地法等申請締切日。  6月12日、遊休農地解消活動としてカボチャ畝立てを行っております。  6月14日、遠野地区地域推進班会議。  6月16日、農地転用等現地確認調査。  6月17日、綾織地区地域推進班会議。  6月18日、小友地区地域推進班会議。  6月21日、令和3年度第1回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会。  同日、令和3年度第2回農地専門委員会を開催しております。  6月23日、令和3年度第3回遠野市農業委員会運営委員会。  6月24日、令和3年度地域農業マスタープラン実践塾ということで、青笹地区の農業委員さん、推進委員さんが出席しております。  6月25日、本日ですけれども、第150回遠野市農業委員会総会。この後、令和3年度第1回農業者年金加入推進委員会、令和3年度第2回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。  6月26日以降の主な行事予定です。  6月29日、遊休農地解消活動として、エゴマ定植を午前9時から遠野緑峰高校と土淵町ほ場で実施します。  同日、松崎地区地域推進班会議。  6月30日、附馬牛地区地域推進班会議。  7月1日、土淵地区地域推進班会議。  7月2日、青笹地区地域推進班会議。  7月5日、上郷地区地域推進班会議。  7月6日、令和3年度第1回家族経営協定推進会議を開催します。  同日、宮守地区地域推進班会議を行います。  7月8日、達曾部地区地域推進班会議。</p>

<p>議 長</p>	<p>7月9日、鱒沢地区地域推進班会議。  7月12日、農地法等申請締切日。  7月15日、農地転用等現地確認調査。  7月21日、令和3年度第4回遠野市農業委員会運営委員会。  7月27日、令和3年度農地パトロール出発式。終了後に、第151回遠野市農業委員会総会、令和3年度第1回農業委員会だより編集委員会議を開催します。  7月28日から8月6日まで、令和3年度農地パトロール（利用状況調査）を実施します。  なお、まだ決まっておられませんけれども、7月中旬に令和3年度第1回、第2回農政専門委員会を開催予定です。  以上です。</p> <p><b>【報告事項】</b>  報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。  1ページから3ページまでです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は13件です。内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が農地を取得したものです。子が相続するものが10件、配偶者が2件、妹が1件です。  今後につきましては、番号1番、家の近くは自己耕作、残りは貸付するものです。  番号2番、一部は山林化、残りは自己管理しております。  番号3番、一部貸付、残りは自己耕作です。  番号4番、組田となっておりますが耕作されております。  番号5番、6番、7番、自己耕作です。  番号8番、取得者の孫が耕作しております。  番号9番、自己耕作です。  番号10番、5月の総会議案で贈与となっております。  番号11番、12番、自己耕作です。  番号13番、取得者の母が耕作することになっています。  以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。  報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。4ページです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は1件です。内容は、体調不良により解約するものです。今後は中間管理機構を活用し貸し付ける予定です。  以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。5ページです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は1件です。内容は、耕作の利便性を図るため盛土と畦畔除去をするものです。なお、すでに実施しており以後の届出であります。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第4号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。農地パトロール(利用状況調査)の実施方法等について、令和3年6月21日に開催した令和3年度第2回農地専門委員会で協議した結果について、佐々木義弘農地専門委員長から報告を受けました。 「令和3年度の農地パトロール」については、「地域推進班」で事前調査した内容を事務局で確認して調査対象農地を定め、7月27日(火)の午前9時から出発式を開催して活動のPRを行い、翌日、7月28日(水)から8月6日(金)までの日程で遠野市農業再生協議会耕作放棄地再生部会の構成団体と共に実施することとしたい、というものでした。 これにつきましては本日の総会で協議していただくこととしています。 以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて総会への報告といたします。農地専門委員会の皆様ご苦労様でした。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議は退席を願います。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b> 日程第1、議事録署名人ならびに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に14番、奥寺晴夫委員、15番、多田登委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>6ページです。第150回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計6件、7,262㎡。 利用集積、今月計4件、27,774㎡。 法第4条、今月計2件、910㎡。 法第5条、今月計4件、3,665㎡。 適用外、今月計4件、2,534㎡。 法第18条第6項、今月計1件、2,006㎡。 以上でございます。</p> <p><b>【日程第2】</b></p>

議 長	<p>日程第 2、議案第 13 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>8 ページです。議案第 13 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第 1 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、借受人は新規で農業をするため実家から農地を借り受けるものです。</p> <p>番号 2 番、借受人は規模拡大のため借り受けるものです。</p> <p>以上 2 件について、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>はい。●●●地区担当推進委員の石直です。番号 1 番は調査対象外です。番号 2 番は、6 月 16 日午後に、農業委員 1 名と推進委員 2 名、事務局 2 名、計 5 名で現地確認を行いました。当該農地は、今回の申請以前から口頭で使用貸借にて耕作を続けています。問題ないことを確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 13 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第 3】</b></p> <p>日程第 3、議案第 14 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>9 ページです。議案第 14 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第 1 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号 2 番、譲受人は以前から本申請地を自分の農地として長年耕作しており、今回、地目変更等行いたいということで、贈与で譲り受けるものです。</p> <p>番号 3 番、譲受人は新たに農業をするため農地を取得するものです。</p> <p>番号 4 番、譲渡人は叔父の農地を相続により取得しましたが、耕作できないため、以前からこの農地を耕作している譲受人に売買で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>以上 4 件について、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	●●地区担当推進委員の五十嵐です。16日に事務局2名、農業委員2名、推進委員2名で現地確認してきました。何ら問題ないこと確認しました。以上です。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区の濱田です。6月16日午前、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認してきました。●●の■■のすぐ脇にあります。水田耕起のあと水張りをして管理している状態で、十分管理されているため問題ないと思います。以上です。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区推進委員の山川です。16日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認をしてまいりました。場所は、国道■■■号線から■■■に向かい最初のT字路の左側の農地であります。隣接する農地が4月の現地確認調査の案件でございまして、当時、申請農地は分筆であったため、現地確認者から農地法について指摘、助言をした農地であります。周辺に対しても全く問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区推進委員の佐野でございます。16日午後、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名、計6名で現地調査を行ってまいりました。当該農地につきましては譲受人がすでに譲渡人から依頼を受けて耕作を続けているものでございまして、管理も良い状態で、問題ないと考えます。以上でございます。
議長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
10番委員	3番の件でございますけれども、新規就農ということですが、3畝くらいの畑ですけれども何を作付けするのか。あと8ページにも、附馬牛にも新規就農ということですが、ここも何を作付けするのか。
農地係長	お答えいたします。作物についてはジャガイモ、大根等、自家用野菜ということになります。譲受人はこの農地を4月に農地転用で取得し、残った部分の農地を今回取得するということとあります。耕作面積が1,000㎡以上ということと実家の農地、そして今回の議案第14号3番での農地を取得して農業を行うというものであります。説明は以上です。
議長	鈴木委員、よろしいですか。
10番員	はい。
議長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり「可」と決しました。

議	長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第15号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>10ページから11ページまでです。議案第15号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は4件で、利用権設定の新規が3件、更新が1件となっています。なお、新規の内2件が集積計画一括方式による中間管理権の設定、契約期間10年の使用貸借権設定となっています。 番号1番、新規の契約で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号2番、新規の契約で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号4番、新規の契約となっています。 申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第16号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>12ページです。議案第16号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は、自宅が老朽化したため住宅を新築しようとするものです。申請地は自己所有地であり住環境が良いことから、適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可できるものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 番号2番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は、自宅が老朽化したため新築しようとするものです。申請地は休耕している畑で、現住宅に隣接する自己所有地で、市道に接し利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は第1種農地ですが、自宅及び既存集落に接続して設置されるものであり、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。 以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果</p>

<p>推進委員</p>	<p>の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p> <p>●●地区の萩野です。16日午前11時より農業委員、推進委員、事務局計6人で確認に行っていました。場所は■■■■■■■■から■■■方面に直線で約300m行ったところの、住宅が点在しているところです。周りの農地は申請人以外に耕作しているところがないことから、周りへの影響もないものと推測されることから、許可相当と見てきたところです。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
<p>推進委員</p>	<p>●●地区推進委員の佐野でございます。16日午後、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名、計6名で現地確認を行いました。先ほど事務局から説明ありましたとおり、現在住まれている住居の前の遊休農地を宅地にしたいということでした。この農地は市道に面している土地でございます、他の農地の代わりもないということで判断いたしまして、許可相当と確認しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>【日程第6】  日程第6、議案第17号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>13ページです。議案第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、宅地分譲地の造成を目的とする転用です。申請人は●●市内で不動産業を営んでおり、申請地を購入し宅地分譲地の造成しようとするものです。申請地は休耕している田で地権者の同意が得られ、学校や商業施設に近い住宅地の中にあり、宅地の需要が見込まれることから適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可できるものです。事業費については融資により確保する計画であり、金融機関の融資予定証明書を確認しております。</p> <p>番号2番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在借家で生活していますが、独立するため、申請地を母から使用貸借し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は休耕している畑で実家の隣接地であり、適地として選定したものです。申請地は第1種農地ですが、既存集落に接続して設置されるものであることから許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。</p> <p>番号3番、飲食店の駐車場整備を目的とする転用です。申請人は今年の11月頃に喫茶店をオープンする予定であることから、申請地を購入し駐車場を整備するものです。申請地は休耕している畑であり、店舗の隣接地で国道に接しており、利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は第1種農地ですが店舗に隣接し駐車場になりうる土地は他にはないこと、また、既存集落に接続して設置されることか</p>

	<p>ら、許可できるものと判断しました。事業費につきましては自己資金で実施する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>番号4番、大型車両及び重機置場の設置を目的とした賃貸借による一時転用申請で、すでに重機置場等が設置されているため追認案件となります。転用期間は3年です。今回、●●地区の農業委員が、許可を受けずに重機置場等が設置されていることを確認したため、農地転用の指導を行い申請がなされたものです。申請人は市内で林業を営む法人ですが、現在の重機置場が手狭であり新たに重機置場の整備を計画しているところではありますが、土地が見つかるまでの間立地条件の良い申請地を使用したいものであります。申請地は農業振興地域の農用地区域内の農地ですが、農業振興地域の地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であることから、許可できるものと思われま。申請人は農地法の手続きを知らなかったためこのように許可を受けることなくやってしまいましたが、顛末書を提出し深く反省しており悪意はなく、当時事前に申請していれば許可できたものと思われるものです。工事完了後は速やかに原状回復する計画であることも事業計画書で確認しております。</p> <p>以上4件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区、萩野です。先ほどと同じく16日午前11時から確認に行っていました。場所は、■■■■から■■■方面に約300mの住宅に囲まれた農地であります。ここは10数年前から水路が整備されていないということで、耕作が難しいということで、休耕していた農地です。周りへの影響もないものと確認してきました。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区、五十嵐です。16日に確認してきました。事務局の説明どおりで何ら問題ないことを確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当、濱田です。6月16日9時30分より、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で確認をしてまいりました。場所は■■■■の■■■■■■■■の近くで、事務局の説明どおりで問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の菊池です。6月16日、事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地確認を行いました。車両及び重機置場ということで、周囲の農地への影響や作業への支障はないものと確認しました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第 7】</p> <p>日程第 7、議案第 18 号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>議案第 18 号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番と 2 番につきましては、同一事業になります。事業計画期間を令和 3 年 6 月 19 日までとされていたものでありますが、この転用につきましては砂利採取の許可を受けているものでありますが、冬期間の大雪及び 4 月、5 月の長雨の影響により砂利採取後の整地作業に遅れが生じているため、期間を延長するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 18 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第 8】</p> <p>日程第 8、議案第 19 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>15 ページです。議案第 19 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、申請人は平成 5 年に物置を建築し、その後駐車スペース、家庭菜園、庭として宅地と一体的に使用し、現在に至ってしまったものです。長年宅地と認識していましたが、今回、農地であることが判明し地目を変更したいものです。</p> <p>番号 2 番、平成 8 年にイチイ、ツツジ等を植林し現在に至ってしまったものです。今回、土地を法人の駐車場として貸付するにあたって土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号 3 番、申請人の亡父が昭和 53 年に小屋を建築し現在に至ってしまったものです。今回、自宅を売却するにあたり土地を調査したところ、農地であることが判明したものです。当時、亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号 4 番、申請人の亡祖父が昭和 45 年ごろに杉、栗を植林し現在に至ってしまったものです。今回、土地を売却するため土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、亡祖父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上 4 件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	●●の濱田です。16日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で確認してまいりました。場所は■■■■■■沿いにありまして、■■■■■■の通り向いになります。事務局の説明のとおり家庭菜園、駐車スペース、庭、と確認してきました。以上です。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区の山川です。16日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認をしてまいりました。場所は■■■■■■から■■■■■■の■■■■■■に向かう市道沿いの農地であります。事務局より説明がありましたとおり、問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区推進委員、菊池です。16日、農業委員1名、推進委員2名、事務局2名で適用外証明個所を現地確認してまいりました。場所は、番号4番は■■地区■■■■■■■■の、●●2区にあるのですが、その送電設備付近ということで現地確認しております。畑が山林化していることを確認しました。番号3番はその送電設備から●●方面に約2キロ下ったところで、畑の一部に小屋が建っていることを確認しました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩します。  (休憩)
議長	会議を再開いたします。
議長	<b>【協議事項】</b> 協議第1号、「令和3年度農地パトロール（利用状況調査）について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。
農業振興係	協議第1号、令和3年度農地パトロール（利用状況調査）について、説明いたします。協議第1号と書いた資料をご覧ください。 1番、趣旨。赤書きの個所をご覧ください。例年、利用状況調査と荒廃農地調査を兼ねて同時で行っておりますが、令和3年度から現場での負担軽減及び調査の効率化などの観点から調査内容の見直しが行われ両調査が統合し一本化されました。こちらの方は6月14日に農林水産省から通知が出ておりまして、詳細については未定になっております。今後、岩手県農業会議の方から実施要領が配布されまして、それにより詳細が分かるようになっております。今日の資料は分かる範囲で変更点を赤書きで記載しておりました。ご了承ください。詳しい説明は7月27日の出発式で行う予定です。 2番、実施日程。7月28日から8月6日まで、計8日間となっております。各地区

1日を割り当てしておりました。附馬牛については、見る農地が多いことから2日に分けておりました。日程変更の希望がある場合は6月30日までに事務局にご連絡いただければと思います。

3番、実施手順。農地パトロール出発式を7月27日、火曜日、午前9時からあえりあの中ホールで行う予定となっております。内容につきましては例年どおりですけれども、耕作放棄地解消宣言、行動計画の説明、のぼり掲示、農業委員会で揃えたポロシャツの着用となっております。

4番、調査の実施。実施方法についてです。地区ごとに事前にリストアップしていただいた農地に、その地区の委員と事務局職員等が現場に出向いてその状況確認を行います。農地の状況を、3ページの判断基準に基づきまして、どれにあたるかを判断します。

3ページをご覧ください。5番、調査内容。(1)アからキまで載せていますが、主は、アの遊休農地(荒廃農地)の把握及び遊休農地のおそれのある農地の把握となります。(2)が判断基準となっております、改正前と改正後とを載せておりました。改正前を見ていただきますと、利用状況調査が①から③の3区分での判断でした。荒廃農地調査は①と②の2種類での判断となっております。主に荒廃農地調査のA分類とB分類を使っておりました。A分類が再生可能ということで、B分類が再生利用困難となっております。A分類が利用状況調査の1号遊休農地とイコールでした。改正後、統合されて5つの区分に分かれます。①と②が今までのA分類にあたるものになります。①は草刈り等を行うことにより直ちに耕作することが可能となる農地。②は草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地となります。今までのB分類が⑤の再生利用が困難な農地に該当します。③と④ですが、③は改正前の2号遊休農地にあたりますし、④は改正前の③遊休化のおそれがある農地にあたります。これからも、主にA分類、B分類の目線で見ますと、使うのは改正後の①②⑤にあたりと推測されます。

4ページをご覧ください。中段にスケジュールを載せておきました。改正後と改正前を載せています。改正前をベースにお話しさせていただきます。8月頃に利用状況調査の農地パトロールを行いまして、9月頃に地域推進班で検討していただきます。10月頃に農地利用最適化推進検討会で検討を行っていただき、10月末に所有者へ利用意向調査書を事務局から発出します。12月末までに非農地判断を行います。1月末までに所有者等の意向表明の確認を行います。翌年8月頃に利用状況調査で意向どおりに実施されているか確認しまして、11月末までに意向どおり利用されず放置されている場合は勧告、課税強化をすることとなっております。改正後をご覧くださいと、赤書きが変更箇所となります。期間が今までより概ね早まります。所有者の意向表明の確認は利用意向調査書の発出から1か月以内の範囲で回答期限を設定しなければならないとなっておりますし、翌年、利用状況調査で意向どおりに実施されているか確認するのが所有者の意向表明から6か月経過後速やかに、ということになりました。

最後ですけれども、本日、農地パトロールの事前調査リストの提出締め切りとなっております。11地区中9地区は提出いただいております。未提出の地区は提出いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議長

この内容については次回の総会のときに。

農業振興係

はい。

議長

説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、「令和3年度農地パトロール(利用状況調査)について」は提案のとおりとすることといたします。

事務局次長	<p>次に協議第2号、「令和3年度全国農業新聞普及推進計画について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p> <p>協議第2号、令和3年度全国農業新聞普及推進計画についてです。資料が、ポリシーあるものを本日ご用意いたしました。ポイントだけ説明したいと思います。</p> <p>最初に数字の部分ですけれども、1ページに、令和2年12月現在で遠野市の購読部数が256部とあります。後ろに各地区の名簿がついています。20ページになりますが、これが現在の最新情報で243部となっています。今年度の推進計画ですが、今年度の普及目標が310部とあります。かっこ書きで令和2年度の平均購読部数265部+令和3年度普及目標部数45部となっていますが、この265部という数字がどこから出てきたのかなというところですが、7ページをご覧ください。農業会議の、県内の市町村の平均購読部数の資料なのですが、遠野市の平均購読部数が265部。ここに45部を足すということで310部が目標設定となっております。45部というのは農業委員さん、推進委員さん1人1部が目標ということになっておりました。例年1人1部を目標に取り組んでおります。県下の農業委員がほとんどこういう形です。令和3年度事業計画の方にも1人1部で行きましょうと記載しているところです。2ページに、普及強化月間ということで、8月から9月まで強化月間ということで取り組みましょう、と計画しているところです。本日、ご成約プレゼントというか、勧誘に歩いていただくときのグッズをセットしています。中に緑色の申込書がありますし、見本紙とか、パンフレット等も入れていましたので、活用して推進活動をお願いしたいと思います。購読者名簿の他に認定農業者名簿も付けております。これも活用して普及活動をお願いしたいと思います。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第2号、「令和3年度全国農業新聞普及推進計画について」は原案のとおり普及推進することで承認されましたので、委員の皆様には普及推進をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>事務局から。</p>
事務局 長	<p>事務局から1点。4月の総会におきまして、令和3年度の耕作放棄地解消実践活動として各地域で菜の花、エゴマ等の活動について、農業委員会有志で取り組むこととして提案させていただきました。各地区におかれましては、お願いになりますけれども、耕作放棄地を活用して菜の花、エゴマ、ひまわり等の実践活動を進めていただければと思います。先ほども業務報告でもお話ししましたが、エゴマ関係で緑色のチラシが入っておりますが、記載のとおり6月29日午前9時から土淵のほ場で定植作業を行いますので、ご都合のつく方のご協力をお願いいたします。また、緑峰高校でも定植作業が予定されております。こちらの方には会長と義弘委員、ナオ子委員、事務局で対応いたします。各地区で検討いただければと思います。以上です。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第150回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p>

午後2時45分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 番 \_\_\_\_\_

同 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_